(3)	前号へ(3)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額
(i)	二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十四万円）（前号へ(1)(i)の措置を新たに行つた事業主に限る。）
(ii)	その雇用する被保険者に与えた有給の長期教育訓練休暇の時間数（当該被保険者一人につき、千六百時間を限度とする。）を合計した数に千円を乗じて得た額
(iii)	被保険者が有給の長期教育訓練休暇を取得した期間について、当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額に百分の七十五を乗じて得た額（当該被保険者一人につき、当該額を当該手当の額の算定の基礎となる期間の月数（当該月数が十月を超えるときは、十月）で除して得た額が十六万円を超えるときは、十六万円）
(4)	前号へ(4)に該当する事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十四万円）

3～6　（略）

第三十五条　（略）

2　事業展開等リスキリング支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ・ロ　（略）

ハ　前条第二項第一号イ(1)、(3)及び(7)に該当する中小企業事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

(1)　イに該当する事業主であること。

(2)　事業展開等に伴う訓練の修了後に、事業展開等に資する機器又は設備として人材開発統括官が定めるもの（以下この条において「事業展開促進機器等」という。）を導入した事業主であること。

(3)　その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主であること。

二　次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　事業展開等に伴う訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに事業展開等に伴う訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の六十（中小企業事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該事業展開等に伴う訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の事業展開等に伴う訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額。ただし、オンライン訓練又は通信制訓練を実施した場合は、十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）。）

(i)～(iii)　（略）

(2)　（略）

ロ　（略）

ハ　前号ハに該当する事業主　イに定める額に加え、事業展開促進機器等の導入に要した費用の額の二分の一に相当する額又は十五万円に当該事業展開等に伴う訓練を受けた被保険者の数を乗じた額のいずれか低い額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円）

3～5　（略）

（新設）

(2)	前号へ(2)に該当する事業主　二十万円（その雇用する労働者に係る賃金を増額した事業主にあつては、二十四万円）

3～6　（略）

第三十五条　（略）

2　事業展開等リスキリング支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ・ロ　（略）

（新設）

二　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　事業展開等に伴う訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費及び資格試験の受験手数料並びに事業展開等に伴う訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料、受講料及び資格試験の受験手数料の合計額の百分の六十（中小企業事業主にあつては、百分の七十五）の額（その額が、当該事業展開等に伴う訓練を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の事業展開等に伴う訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)～(iii)　（略）

(2)　（略）

ロ　（略）

（新設）

3～5　（略）